

## ユカリノ公園支援事業 ー公園施設の寄附募集要綱ー

### ■「ユカリノ公園支援事業」について

この事業は、子供のころ誰もが遊び育った公園に、公園施設の寄附を受け付け、寄附物件にメッセージを刻んだメッセージプレートを取り付けて設置することにより、羽島市が管理する公園をより魅力的で癒される空間にするとともに、皆様と一緒に公園を育み支えあい、憩いの公園づくりに寄与することを目的に、公園施設の寄附を募集するものです。

#### 【例えば・・・】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

### ■対象となる寄附物件

申し込み窓口または WEB ページにカタログを用意しています。  
カタログにない物件をご希望の場合は、都度ご相談させていただきます。

#### 【想定される物件】

ベンチ、鉄棒、ブランコ、滑り台、スウィング遊具、複合遊具、健康遊具、東屋、パーゴラなど

### ■メッセージプレートの仕様

150mm×50mmを想定

メッセージ 40 文字程度 寄附者名 20 文字程度

(寄附物件の形状によりプレートの素材及び大きさが変わります。)

### ■申し込み方法

ユカリノ公園事業に賛同され、寄附を希望される方は申込用紙（別紙）に必要事項を記入の上、都市計画課窓口までご提出ください。

なお、申込用紙は都市計画課窓口で配布するほか、WEB よりダウンロードいただけます。

### ■申し込み窓口

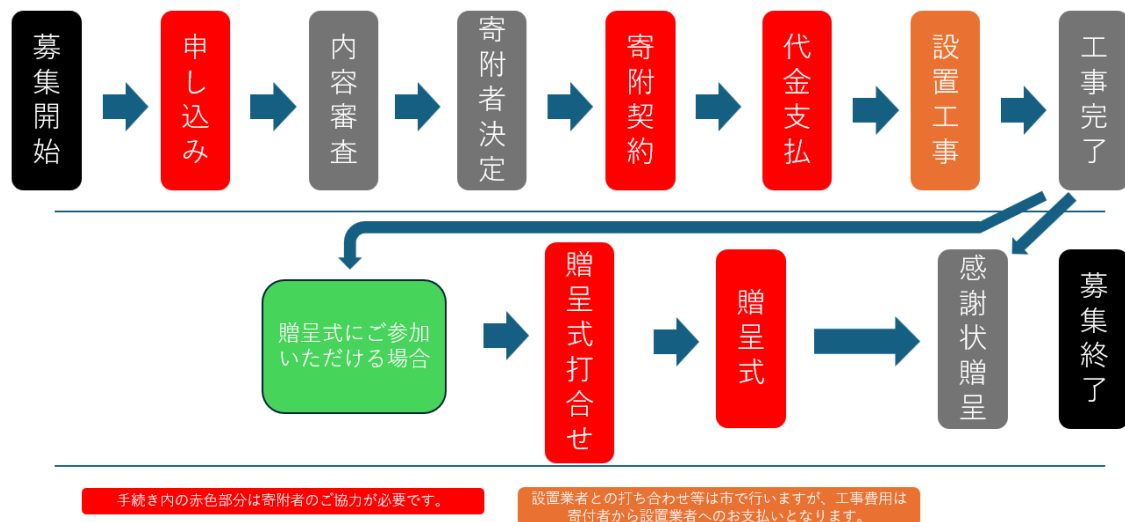
羽島市建設部都市計画課都市公園係

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55

TEL058-392-1111（内線：2142）

[toshi@city.hashima.lg.jp](mailto:toshi@city.hashima.lg.jp)

## ■手続きの流れ



## ■その他の注意事項

### ①寄附者について

寄付をすることができる方は、個人または法人、団体とします。ただし、次に掲げる方からの寄附はお受けすることはできません。

- A)羽島市暴力団排除条例（平成24年3月23日）第2条第1号、第2号及び第3号に該当すると認められるとき。
- B)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を営むもの。
- C)政治的又は宗教的な意図があるもの。
- D)金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）第2条に規定する金融機関等以外の金融機関。
- E)特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する団体。
- F)その他市長が適当ではないと認めるもの。

### ②寄附者名等の表示

個人名、法人名または団体名および簡単なメッセージをメッセージプレート等に表示できます。

ただし、次のいずれかに該当する内容を含むものは記載できません。

- a)「①寄附者について」のA)からF)までに該当すると認められるものの名称。
- b)公園の管理者が、当該公園の景観又はイメージにそぐわないと判断する表現。
- c)品位に欠ける表現、個人または団体、法人に対する誹謗中傷、社会貢献の表現を逸脱し

た広告に類する表現。

- d)商品名等特定の品物の呼称又は政治を連想される呼称。
- e)宗教団体に特別の援助を与えるような表現と判断されるもの。
- f)事業の目的に照らして、不適當と認められるもの。

※表示する寄附者名及びメッセージ内容については、羽島市で審査を実施し、内容等の変更等をお願いする場合があります。

### ③代金の振込について

寄附物件設置の代金の振り込みに関する振込手数料は、寄附者のご負担となります。

### ④財産の帰属等

寄付された公園施設の財産等は羽島市に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、老朽化した場合や耐用年数を超過した場合等、公園管理者が必要と認めた場合は、補修、撤去または移設を行うことがあります。

### ⑤設置場所

寄附された公園施設の設置場所について、寄附者のご希望を伺いますが、最終的な場所の選定は公園管理者が行います。

### ⑥税額控除等について

所得税法 78 条第 1 項及び第 2 項または地方税法第 37 条の 2 等の措置を受ける場合に必要となる手続きについては、最寄りの税務署等へご確認ください。